

社会人の方必見

令和4年度 看護学科・歯科衛生学科・栄養学科・こども学科 入学生対象

厚生労働大臣
指定

専門実践教育訓練給付金のご案内

本看護学科・歯科衛生学科・栄養学科・こども学科は、教育訓練給付金制度(厚生労働省)における、「専門実践教育訓練指定講座」に認定されています。一定の条件を満たした対象者は、**支払った経費の一部が支給される**給付金制度を利用できます。

専門実践教育訓練給付金

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)が、本学の看護学科・歯科衛生学科・栄養学科・こども学科を修了した場合、教育訓練施設(本学)に支払った教育訓練経費の一定割合額(上限あり)がハローワークから支給されます。

看護学科・歯科衛生学科(3年課程)の場合

3年間で
最大**120万円**支給 +
受講後に資格等を取得し、
1年以内に就職した方には
最大**48万円**支給

《給付金支給例》



※学納金の納付方法により支給額が変わることがあります。

最大で合計**168万円**支給されます

栄養学科・こども学科(2年課程)の場合

2年間で
最大**80万円**支給 +
受講後に資格等を取得し、
1年以内に就職した方には
最大**32万円**支給

《給付金支給例》



※学納金の納付方法により支給額が変わることがあります。

最大で合計**112万円**支給されます

教育訓練支援給付金

上記の専門実践教育訓練給付金を受けられる方のうち、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の80%に相当する額がハローワークから支給されます。

雇用保険 基本手当 日額の**80%**支給



教育訓練日数

《給付金支給例》 例/28歳・勤続年数6年 月収25万円の方の場合 ※令和3年7月1日現在

3年課程の学科(看護学科・歯科衛生学科) 最大**3年間**支給

2年課程の学科(栄養学科・こども学科) 最大**2年間**支給

教育訓練支援給付金

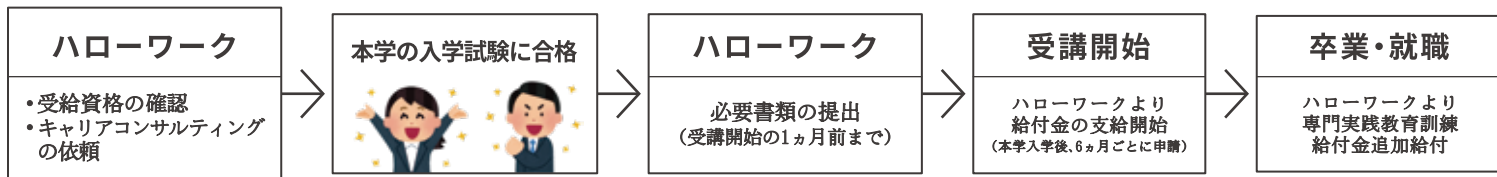
日額 **4,435円**



教育訓練日数

※欠席日数分は支給額から差し引かれます。また、出席率が開講日数の80%を下回った場合、支給打ち切りとなる場合があります。

給付金支給までの流れ



給付を受けるためには、事前にハローワークにて手続きが必要です。また、支給額は年齢・勤続年数・収入によって異なります。ご自身の支給額等詳細についてはハローワークへお問い合わせください。

社会人選抜について

本学では、8学科(観光ビジネス学科を除く)で社会人選抜を実施しております。キャリアアップを目指す社会人の方向けに、**就業経験が有る方と就業経験が無い方を対象とした2つの枠**を設けています。詳細は、入学試験要項または右記QRコードよりご確認ください。

QRコードの商標は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

